

職場におけるハラスメント対策が強化されます！

令和8年10月1日から、すべての事業主に対し、

- ・カスタマーハラスメント防止措置
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置

を講じることが義務付けられます。

具体的には、

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応・再発防止措置
- 相談者のプライバシー保護、相談を理由とした不利益取扱いをしない旨の周知

などについて改正法、指針に沿った対策を行う必要があります。



パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

令和8年10月1日から、

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。自社の制度について一度見直してみましょう。

- 1 雇い入れ時の労働条件
明示事項の追加
- 2 同一労働同一賃金
ガイドラインの改正
- 3 待遇差についての
説明方法



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん